

関川村農業委員会
「農地等の利用の最適化の推進に関する指針」

平成30年9月25日

関川村農業委員会

関川村農業委員会が関川村内全域において推進する農地等の利用の最適化に関する指針は次のとおりとする。

・この指針の目標年度は、関川村農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想（平成26年9月作成）の目標年度に合わせて平成35年度とし、農業委員・農地利用最適化推進委員（以下「推進委員」という。）の改選時期に合わせて、3年ごとに検証・見直しを行う。

・耕地面積は、「農林水産関係市町村別統計：平成29年度耕地面積」とする。1,370ha

1 担い手への農地利用集積について

(1) 担い手への農地利用集積目標 1,233ha（90%）

【目標設定の考え方】

・目標面積は、関川村「農業経営基盤の強化の促進に関する基本的な構想」（平成26年9月作成）による担い手への目標集積面積とする。

$$\text{耕地面積 } 1,370\text{ha} \times 0.9 = 1,233\text{ha}$$

・単年度集積目標面積は、担い手への農地目標利用面積から平成26年3月末時点の農地集積面積を差し引いて、10年間で除した面積で算出したもの。

$$(1,233\text{ha} - 840\text{ha}) \div 10 = 39\text{ha/年}$$

(2) 担い手への農地利用集積に向けた具体的な取り組み方法

- ・関川村農業経営基盤強化構想に基づいた営農類型による個別経営体並びに組織経営体を育成し、農地利用集積、集約化の受け皿として誘導する。
- ・圃場整備事業を契機に農地中間管理事業などを活用し、個別経営体並びに組織経営体などに農地集積が図られるよう、座談会等で地区や集落内の調整を徹底する。
- ・地区や集落内の農地利用集積、集約化を促進するため、農業委員及び推進委員が農地中間管理機構等から情報を収集し、周知活動に努める。

2 遊休農地の解消について

(1) 遊休農地の解消目標面積 0ha

(平成 29 年 3 月末時点…遊休農地面積：9ha、遊休農地面積の割合：0.65%)

【目標設定の考え方】

- ・遊休農地面積の割合は現状で 0.65%となっている。平成 35 年度末までに「0%」を目指し、農業委員及び推進委員は新規発生、再発の防止に努める。

$$(9\text{ha} \div 1,370\text{ha}) \times 100 = 0.65\%$$

(2) 遊休農地の発生防止・解消の具体的な取り組み方法

- ・農業委員と推進委員が連携して、農地利用状況調査を行う。その結果、「再生可能」と判断した遊休農地の所有者に対して利用意向調査を行い、地域性に応じた作物の栽培や農地中間管理機構への貸付けを促すなどして遊休農地の再生に努める。
- ・すでに山林化、原野化していて農地への復元が困難な土地や、復元しても営農継続が困難と見込まれる土地については、所有者の意向や地域の事情、現地の状況等を十分に勘案しながら、非農地判断について慎重に検討する。

3 新規参入の促進について

(1) 新規参入の促進目標 2経営体

【目標設定の考え方】

- ・平成 20 年度から平成 29 年度までの新規参入が 2 件（10 年間で 2 件）あったため、今後 35 年度までの 6 年間で直近の年平均数値の 1 を上回る 2 経営体と設定した。

(2) 新規参入の促進に向けた具体的な取り組み方法

- ・関係機関、団体と連携をしながら各種補助制度や融資制度等の情報を共有し、就農相談窓口の際に農地に関する情報提供を行い、新規参入が円滑に進められるよう取り組む。
- ・農業委員及び推進委員は、新規参集希望者の良き相談相手として支援や助言等の現場活動に努め、参入後は必ず訪問して、農地に関する要望等や経営状況等に関する情報収集を行い、必要に応じて支援や助言等を行う。